

福岡県公報

令和八年十月六日
第七百三十三号
増刊
②

目次

規則 (第五十号)

○福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中小企業経営支援課) …………… 一

規則

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十号

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則 (令和四年福岡県規則第二十九号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第二項第六号」を「第三条第二項第七号」に改める。

附則

この規則は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律 (令和七年法律第六十七号) の施行の日から施行する。